

The Society for Public Education Planning

公教育計画学会

NEWS LETTER

第 11 号

2018 年 8 月 1 日

特集 第 10 回大会

公開シンポジウム 新学習指導要領と推進体制を検証する	2
自由研究発表	3
大会参加記	9
第 10 回大会声明 「公教育の無償化の推進に向けて」	10
公教育計画学会 第 4 期役員一覧 (2018 年 6 月～)	11
10 周年記念事業について	11
学会動向 《前回ニューズレター以降》	12
今後の予定 (研究集会、第 11 回大会)	12
年報『公教育計画研究』第 10 号 投稿論文募集のお知らせ	12

公教育計画学会

事務局 〒330-0044 埼玉県さいたま市浦和区瀬ヶ崎 4-23-15 中村文夫 気付
info.spep@gmail.com

<http://koukyouiku.jp/>

特集 第10回大会

2018年6月16日～17日 於・さいたま共済会館

公開シンポジウム

新学習指導要領と推進体制を検証する —戦後レジームの解体から「国難」体制へ； 新学習指導要領、チーム学校、働き方改革—

パネリスト：田口康明（鹿児島県立短期大学）
元井一郎（四国学院大学）
大橋保明（名古屋外国語大学）
進行：戸倉信昭（大阪市教育委員会事務局）



2017年11月、安倍首相は所信表明演説で、緊迫する北朝鮮情勢と少子高齢化について「国難ともいえるべき課題」表現した。Jアラートなどで国民統制とも言える空気を作り出すなど、戦後レジームの解体はまさに「戦前」の様相を呈している。一方で、森友・加計問題に代表される官僚不信、ひいてはその背景にある政治不信が、政権批判の盛り上がり直結しないなど、言論をめぐっても危惧すべき状況がある。このシンポジウムでは、新学習指導要領を検討の柱に据え、3人のパネリストにそれぞれの切り口で現状分析をお願いすることで問題点、論点を明らかにし、その後のフロア議論も含めて、現状を打開するための具体的な行動、方法論についても議論が深まれば、と冒頭で位置づけた。

まず、田口会員の「変容する学習指導要領の意義」と題した報告である。今回の学習指導要領が、これまでの「何を教えるか」ととどまらず、達成目標を設定した「教育スタンダード」の導入であるとし、できたかできなかったか

によって淘汰、排除するために作用する、とした。また、1978年の「伝習館裁判」においても学習指導要領の法的拘束力の限界を指摘しているにもかかわらず、現在の文部科学省は、教育政策の無謬性を強調しながら、学習指導要領の正統化を進めている。これにより、教育基本法で“人格の完成”とされている教育の目的が“標準的な子どもの増産”に変容し、その子どもたちこそが「一億総活躍社会」を担うとして包摂、正当化されるという危険性を指摘した。

元井会員は「推進体制の現状と課題—戦後レジームからの脱却と公教育」と題して報告した。教育行政組織の再編の中で基礎自治体の教育行政に関する意思決定システムが変容している点、いわゆる働き方改革が、現実の労働環境を追認する「働かせ改革」である点、「チーム学校」が、学校に内在する問題を不問にした状況対応論にとどまっている点など、最近の動向と経過を指摘した。そのうえで、公教育の諸施策の問題点について、国家を軸にして考えるだけでは不十分で、市民社会のありようをどう考えるかという見地が我々に求められる、とした。

大橋会員の報告は、「地域からみた新学習指導要領～「社会に開かれた教育課程」の実現とコミュニティ・スクール～」と題して、教育再生会議等の経過に触れながら、「社会に開かれた」「社会総がかり」の“社会”の認識とは、をキーワードに進められた。推進体制とされている学校運営協議会（コミュニティ・スクール）が、社会教育行政としての「地域学校協働本部」と両輪で政策展開されようとしている点、これらの動きが、新学習指導要領が目指す「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて手放しで受け入れるべきなのか、という点について、この間の国レベルでの議論を追いながら批判的に指摘した。

後半は、フロアも交えての討論が展開された。主な指摘としては、「背景に、福祉国家の否定が根底にあるのでは？社会主義の衰退の果てとしての資本の考え方が幅を利かす状況。市場万能主義と言いつつ、経済と社会が分離しているところに、地域社会が成り立たない要因があるのでは」「教科化される道徳が、人口減少に代表される激変した社会を生き抜くための人権感覚を養うといった内容になっていない」「現場では、新たにおりてきた内容に追われるばかりで、だれに相談したらいいかもわからない。ボランティアの善意に頼ってればいい、という考えでいいのか」「政策提言型の学会なので、具体的な改善策・対抗策を示す必要

がある。例えばチーム学校は、貧困の解消を念頭に「福祉との連携」を志向すべき」である。

最後に、今回批判した教育政策も一定の世論の支持を得ながら進んでいる、ということを確認しつつ、シンプルな対抗軸を示す必要があり、今後の本学会に求められる役割が明確になったのでは、と締めくくった。

(まとめ・戸倉信昭)

自由研究発表

第1会場

個別的教育支援計画と個別の指導計画における合理的配慮の取扱い—関東（1都6県）における様式例の検討から—

中山 忠政（弘前大学）

2012年の中央教育審議会の報告においては、「個別的教育支援計画に合理的配慮を明記すること」とされている。本発表は、関東（1都6県）を対象に、教育委員会が作成した、障害のある児童生徒に対する個別的教育支援計画・指導計画の様式例において、合理的配慮がどのように取り扱われているのかを分析し、障害者権利条約、障害者差別解消法に規定する合理的配慮の権利性やインクルーシブ教育の実現という理念がそこに含まれているかを検討したものである。

個別的教育支援計画の各教育委員会の様式例においては、何らかの形で「合理的配慮」が記載されている県は、茨城・栃木・埼玉・千葉の4県で、東京・神奈川には記載がない。茨城は「学校における支援」に関連する記入欄として設けられ、栃木は「個別の指導計画」の最下欄に設けられて、指導にあたっての「全般的な配慮事項」に位置づけられている。一方、埼玉は「合意形成に基づいて実施する合理的配慮の内容を記入する」としており、千葉も「合意形成の内容（過程）」を「合理的配慮の内容」として扱っており、合理的配慮を合意形成の手続きと同一化している。

さらに、「合理的配慮」の内容の説明では、栃木や千葉では、「従来から行ってきた配慮」を整理し、捉え直したものが「合理的配慮」としている。

個別的教育支援計画や指導計画の様式例を分析するかぎり、差別解消やインクルーシブ教育の視点がなく、また、合意形成を前提とした手続きを要件とする合理的配慮になっている。



教職コアカリキュラムの「特別支援教育」に係る科目は何

をねらうのか—教員養成課程に求められる「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」に関する科目の意義と課題—

田口 康明（鹿児島県立短期大学）

2019年施行の新教員養成カリキュラムでは、「教育の基礎的理解に関する科目」群に、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」を必修とすることが求められている。その内容も「教職コアカリキュラム」として厳格に明記され、事実上の大学での学修内容統制となっている。本報告は、上記の経緯とその問題性を、教員養成政策の動向、特別支援教育政策の系譜、新学習指導要領との関連から検討したものである。

教員養成政策は、2006年の教育基本法の改正前後から、教職課程の質的水準の向上を目的に、履修科目の再編、教職指導の改善、課程審査の見直しなど、さまざまな内容統制が進行している。

一方、学校教育全体における特別支援教育の推進が求められる2005年以降、教員養成政策においても、2012年の中教審答申以降、すべての学校教員に対して特別支援教育に関する知識と技能を向上させる研修が要請されてくる。

2006年に採択された「国連障害者権利条約」の批准の過程で、文部科学省は条約が求めるインクルーシブ教育を「インクルーシブ教育システム」としてとらえ、普通学級、通級、特別支援学級、特別支援学校などの多様な場における、従来と基本的に変わらない特別支援教育の推進を図っている。こうした政策動向をうけて、2017年に告示された新学習指導要領では、教育課程全体を通じたインクルーシブ教育システムの構築が目指され、指導内容や指導方法などが細かく規定された。

教職コアカリキュラムの「特別支援教育」に係る科目は、上記の政策動向を踏まえた、特別支援教育の推進に向けた教員養成政策と位置づけることができる。



「インクルーシブ教育推進のための学校ソーシャルワークの課題」

大塚 浮子（熊本学園大学大学院）

近年、増加する不登校、いじめ、虐待、発達、貧困等の問題への対応のため、学校を支える外部専門職として、2008年からスクールソーシャルワーカー活用事業が開始された。本報告は、スクールソーシャルワーク理論、スクールソーシャルワーカーにおける、子どもの権利主体性を尊重し、インクルーシブ教育を推進する視点が欠落している現状を問題視し、その視点に立った、スクールソーシャルワークの理論やシステムの変革が課題であることを指摘したものである。

現在、特別支援教育におけるソーシャルワーカーは、児童生徒や保護者のニーズを中心にした支援、関係機関との連携に取り組む役割が期待されているが、支援過程において、児童生徒の不在のままで支援計画が策定され、子どもの権利条約が保障する子どもの「参加する権利」が担保されていない。その結果、子どもの現状を子ども自身の「不適応」「問題」としてとらえる個別化と、医療機関受診、投薬を前提とした「治療の対象」「福祉の対象」としてしまいう専門職文化によって、子どもは通常学校、通常学級のメインストリームから分離され、排除される可能性を「スクールソーシャルワーカー活用事業」は制度的にはらんでいる。インクルーシブ教育を実現していくためには、障害の原因を個人の属性ととらえる「医療モデル」から、障害を環境との関係からとらえる「社会モデル」へと転換し、従来の「権利享受主体」の子ども観から「権利行使主体」と捉え直す視点へと脱却することが重要である。



障害者権利条約におけるインクルーシブ教育の定義～一般 的意見 4号と各国の総括所見を手掛かりに～

一木 玲子（大阪経済法科大学）

日本の文部科学省は、「インクルーシブ教育システムの構築」の名のもとに、「多様な学びの場」（特別支援学校、特別支援学級、普通学級での通級指導、普通学級）を推進して、障害のある子どもを障害のない子どもと区別して学ぶ場を設けている。

しかし、障害者権利条約のインクルーシブ教育の定義はこれとは異なり、あくまで障害のある子どもと障害のない子どもが分離されず、障害を理由として子どもの学ぶ場を区別していない。

本研究は、国連障害者権利委員会が2016年に公表した障害者権利条約の解釈とガイドラインである「一般的意見4号」と、各国に対して提示された審査結果の報告書である「総括所見」を分析して、日本の解釈との違いを明らかにしたものである。

一般的意見4号では、「一般教育制度からの排除は禁止されるべきである」と厳しく指摘すると共に、特別支援学校や特別支援学級、通級指導などの教育が「分離」にあたり、普通学級に在籍していても組織やカリキュラム、指導方法などの構造的な変更を伴わない配置は「統合」であり、インクルージョンではないとしている。

また、各国審査にもとづく総括所見では、特別学校が多数設置されていることへの懸念が繰り返し表明され、オーストラリアへの総括所見では、普通学校に在籍していても特別学級に措置されていることの問題が明記されている。以上のように、国連障害者権利条約が求めるインクルーシブ教育の定義は、障害のあるものが障害のないものと一緒

に普通学校の普通学級で学ぶことであり、日本政府に対して、今後、障害者権利委員会から厳しい指摘、勧告がなされることは必至となっている。



レッジョエミリアアプローチと障害児のインクルージョン 二見 妙子（福岡県立大学）

北イタリアのレッジョエミリア市にて実践されるレッジョエミリアアプローチは、保育幼児教育関係者や建築関係者から報告もなされているが、インクルーシブ教育との関係で取り上げられてはいない。

本報告は、現地視察を実施して、レッジョエミリアアプローチを、インクルーシブ教育推進の関係で、その思想と構造、実践、条件整備の観点からとらえたものである。

レッジョエミリアアプローチの原点は、ナチスへのレジスタンス運動にある。戦後、ファシズムに加担した教会の幼稚園に子どもを通わせることを拒否した市民が、「自分たちの学校づくり」を展開し、子どもと教師と親を主人公とする、現在のレッジョエミリア市の教育を作り上げてきた。

次に、レッジョエミリアアプローチの実践を見ると、①クラスは母語によって分けられているが、障害児のためのクラスはない。②一番の教育者は子ども。③一人ひとりの子ども個人と同時にグループの育ちを意識した空間づくりが行われている。④「プロジェクトツィオーネ」といわれる独自の教育課程にもとづいている。

条件整備の観点では、障害児が学び生活するための加配教員が保健所の認定で確保されて、保護者の負担はない。法律で0歳から18歳までの子どもを分離された学校へ通わせることは禁止されている。

今後は、インクルーシブ教育推進における「プロジェクトツィオーネ」の役割と機能のさらなる調査、分析などが課題である。

（当日進行・住友 剛 まとめ・山本 薫）

第2会場

フランスにおける移民教育施策の変容―「出身言語・文化教育（ELCO）」プログラムの改称に着目して―

島埜内 恵（浜松学院大学）

歴史的移民大国であるフランスには、自身が移住を経験した子どもの他、親や祖父母が移民である子ども、法的には「フランス人」として生まれる子どもも多く存在する。フランスでは、移民の子どもを対象とした教育政策として、①フランス語教育、②「母語」の教育、が行われてきた。しかし、社会において「移民」として扱われる人々や、移

民に対する特別な教育に厳しいまなざしが向けられるようになったなかで、法的に「移民」として定義される人々だけではなく、社会において「移民」として扱われる人々に対する教育施策継続の必要性がある。これを踏まえ、②にあたる「出身言語・文化教育 (ELCO)」プログラムから、「外国語の国際教育 (EILE)」プログラムへの改称を伴う改革について、それを管轄するイタリアとポルトガルの担当者への聞き取り調査をもとに検討した。この改称と改革の意図について、発表者は以下の二点を考えた。①移民政策としての性質を希薄化させ、一般の教育課程への一本化をし、ELCO プログラムを完全に廃止する。②よりニュートラルなものとして「移民への特別扱い」という批判の余地を縮小しつつ、移民教育として機能し得る側面を維持する。



晏陽初の平民教育運動と現代中国における農民教育の比較研究

李 新斌 (新潟大学大学院現代社会文化研究科)

近年、農村振興のため多くの施策を制定し 2020 年までに中国国民全人口を貧困状態から脱却しようというスローガンを出したが、農民の子どものために社会教育が進められていないという現状がある。そこで農民教育の視点からの課題とは何か。本発表では、晏陽初の平民教育運動の実践と思想を整理しその視点から今日における中国農民教育の問題と課題について考察した。

平民教育運動と郷村建設運動の指導者として知られる人物である晏陽初はフランスに渡って中国人労働者の識字教育を実践し効果を上げた。また中華平民教育促進会を組織し中国国内での平民教育の実践や中国農村社会の欠陥から 4 種の教育プラン「四大教育」の構想も行った。

発表者は今日における農民教育の現状として、中国経済発展に伴う都市部の発展により農村からやってきた流動児童が現地戸籍を持っていないため十分な教育を受けることができないという問題や農村に残された留守児童への教育が問題となっていること、平民教育の再度見直しに加えて、農民教育を推進することに関しては、政策と組織が多いが職能重視であることや職責不能のため財政と人材の浪費になっているのではないかとの見解を示した。



学校給食無償化に関する一考察

村田 淳一 (元三重県公立小中学校事務職員)

本発表では給食無償化の実態を調査し今後の無償のあり方を検証した。

発表者はまず初めに、無償化が確認されている各自治体の HP で無償化に関する条例等の規定は確認されなかったことから学校給食無償化制度を担保するためにも条例・規則化等が必要である。加えて無償化の対象としているのは

その自治体に住民票を登録している保護者とされている場合が多く住民票がない区域外通学者の多くは無償化の対象外となっている。またアレルギーを持っている児童生徒や宗教上の理由で給食を食べられない児童生徒のための代替弁当への対応も必要であるとの見解を示した。

学校給食の無償化は少しずつ進みつつあるが、すべての子どもたちを対象としていない公平さに欠けている。特別支援学校、私学やインターナショナルスクールなどを含む外国人学校への対応も考えていかなければならない。また病院内学級の児童生徒に対しては学校給食ではなく病院給食という面での配慮もされるべきであると考えられる。そのためにもう一度学校給食無償化制度の検証が必要であると指摘した。



首都圏の学校における原発事故の影響と課題～茨城県における「原発被災校 A」の特定～

大橋 保明 (名古屋外国語大学)

本発表の目的は、首都圏の学校における東京電力福島第一原子力発電所事故の影響を明らかにするために、茨城県を事例として「原発被災校 A」に該当するすべての学校の児童生徒数や教員数等の量的データを整理し、今後の質的調査への手がかりを得ることにあった。本発表で以下のことが明らかになった。茨城県内の「原発被災校 A」は全公立学校の 51.1%に及んだ。茨城県内の公立学校全体及び「原発被災校 A」における学校数、児童生徒数、教員数に震災の影響による顕著な減少等は見られなかった。また、公立学校施設の被害状況（「物的被害」）については、茨城県が全国で最多であった。今後の課題は、「原発被災校 A」における児童生徒数の減少数に比する教員数の減少数の少なさの詳細を明らかにすること、茨城県における「地震・津波等被災校」の明確化、「原発被災校 A」における教育課題や余震、東海第二発電所などの課題に対する具体的な取り組みの質的な把握とした。



学習者の視点からみた大阪労働学校

奥村 旅人 (京都大学大学院)

本報告では、大阪労働学校 (1922 年 - 1937 年、以下、大労校) が果たした教育的役割を、学習者個人の視点から考察した。大労校に通った学習者のうち、特に大労校について多くの記述を残した村上桃二 (1909 - 没年不詳) と山崎宗太郎 (1913 - 没年不詳) に焦点を当て、彼らの大労校における学習経験が持った意味を分析した。村上において大労校は、「学問」をするための知識、方法や環境を得るための機会として意味づけられ、このことは大労校卒業後の村上の活動や職業に大きな影響を及ぼした。山崎においては、大労校の果たした役割は、自身の置かれた厳しい生活状況

のなかで「学問」に触れることのできる機関としてのものであり、「学問」の経験は山崎のなかで、「学問」をすること自体の充足感と、社会や労働について考えることが、職業選択に影響したという意味を持った。以上を踏まえると、大労校は労働運動の主体を形成するための機関としての役割のみにとどまらず、中等教育以降の学校教育の一種の代替としての役割と、「社会科学」の教授を通して学生の後の活動や職業を決定づける役割を果たしていたと考えられる。



地域の中で共に学ぶこと—障害者権利委員会の一般意見に対する私解—

頼尊 恒信 (NPO 法人 CIL だんない)

本発表では、2016年7月26日に相模原市の障害者施設「津久井やまゆり学園」での障害者大量殺傷事件を受け地域での自立生活及び脱施設化と生まれ育った地域でのインクルーシブな教育制度との関係性を考察した。

発表者は相模原事件が起きた背景として障害者を哀れな存在と認識し排除しようとする優生思想とその思想に基づき障害者を地域社会から切り離そうとする施設化が考えられるとし中でも脱施設化への働きこそが障害者と地域が共生していく社会を形成する大きな鍵となるという見解を示した。

そこで脱施設化へと目を向けている障害者権利条約の第19条から地域での自立生活を行う権利を規定していることを挙げ、同条約第24条では資金提供先の変更や脱施設化への学際的な枠組みを導入することなどを含め社会全体でインクルーシブ社会の形成への営みが求められていること、施設入所者へのインクルーシブ教育も強く求められていることから障害者権利条約は社会問題を解決していこうとする立場であるとした。しかし障害者権利条約にある「差別」や「一般」などの文言は広範囲に捉えられ曖昧なものであるとも指摘した。今後としては日本の共生教育運動であまり触れられていない課題や誤解を解消し共生社会へのシステム構築が急務となっていることを示した。

(当日進行・中西綾子、まとめ・佐野克彦、大山真由子)

第3会場

「学校の働き方改革現実—山口市の現状から—」

山城 直美 (山口市立白石中学校事務主任)

(義務教育諸学校の長時間労働の実態)

平成28年6月2日に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定された。一億総活躍社会の実現に向けた横断的課題

に向けた最大のチャレンジは働き方改革であるという。

働き方改革の課題は3つ①長時間労働の解消②非正規と正社員の格差是正③労働人口不足(高齢者の就労促進)である。教員の多忙化に連動し、学校事務職員も多忙であるのだが、学校事務職員の多忙化は外見からはわかりにくい状況である。学校事務職員には時間外勤務手当が支給されているが、山口県では予算に上限があり、サービス残業をしている学校事務職員が多い。また、多くの学校で学校事務職員は単数配置であり、管理職も経験のない学校事務職員の業務のことは職種が違うのでよくわからないというのが本音である。教員には学校事務職員の多忙化は関心がない。「文科省 公立学校教職員の人事行政調査」によると平成27・28年度の病気休職者数のうち精神疾患者の割合は、教員よりも学校事務職員の割合の方が高い状況である。このような学校事務職員の健康問題に関するデータも見過されている。

(文部科学省、山口県の働き方改革案)

平成30年2月9日、文部科学事務次官から各都道府県教育委員会並びに各指定都市教育委員会教育長あてに「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(通知)」が出され、緊急対策の周知が図られた。山口県では平成29年度から3年間で、教員の時間外業務時間30%削減の目標を掲げている。平成30年3月には「山口県学校における働き方改革加速化プラン」策定し、3つの柱・13の取り組みが進められている。

(必要なのは定数改善)

平成29年4月、学校教育法が改正され事務職員の職務規定が「事務をつかさどる」となり、地教法の改正で「共同学校事務室の設置」が制度化されたが、施行通知の中には「事務職員に過度に業務が集中することがないように、共同学校事務室の仕組みの活用等も含めて業務の効率化を進める」と書いているだけで、学校事務職員の業務量増加の問題は、学校事務職員同士で協力し合って、自分たちで何とかしなさいと言われていたようなものである。「チーム学校」と言われる学校運営組織は、正規職員と非正規職員の混合である。学校における働き方改革で教員をサポートする人材が増えたとしても、非正規職員には勤務時間や業務内容に制限がありサポートの限界がある。学校現場に本当に必要なのは、基礎定数改善を重視した教職員の配置の拡充ではないのか。



教職員組合運動からみる道德教育の研究

山本 詩織 (新潟大学大学院現代社会文化研究科)

(はじめに)

本研究は組合運動の中で道德教育がどのように批判検討

されてきたのかを検討することで、今日の道徳の教科化が持つ問題点を検証する視座を得ようとするものである。具体的な教職員組合としては新潟県教職員組合を取り上げ、『新潟県教職員組合史』と『新教組週報』の記録をもとに運動内容を調査したい。

(特設道徳をめぐる新潟県教職員組合の動向)

(1) 新教組の時代認識 問題に先駆けて、朝鮮戦争が勃発したこの当時について、『新潟県教職員組合史』の第3巻では、第二次世界大戦後、軍国主義的思想を一掃し、民主化へと歩を進めていた流れを急遽歪められ、いわゆる逆コースと呼ばれる再軍備化を冷静に捉え、かつ民主主義的思想から批判している。

(2) 社会科改訂に対する動向 『新潟県教職員組合史』には、「これに反対するわれわれとは論争はなおもつづけられながら、遂に30年度からその一部は実施にうつされるに至った。」とあり、十分な審議がされず、突如現れる教科書の国定化問題や、教委法の改悪、そして勤評闘争へと組合運動はシフトしていく。

(3) 特設道徳をめぐる動向 1958年の状況について、「勤務評定の闘争が、この年の中核的闘争であった」と新教組は認識しているが、その中でも「道徳教育の時間特設反対闘争が4月より果敢にたたかわれた」とされている。しかしこのような反対もむなしく、1958年4月から道徳時間が特設された。

(考察)

1 点目は、この問題と同時期に教科書の国定化問題や勤評闘争などが存在し、様々な検討が同時進行されていたという点である。2 点目は、運動が軍国主義的イデオロギーを背景にした教育政策に対する批判に集中していたという点である。以上2点の問題から、道徳教育の内容に関する検討が十分に行われず、現場の教職員は教育実践をする上で困惑し続け、現在まで問題が根深く存在しているのではないだろうか。

◇

戦後教育改革の「抜け道」—戦前の道徳教育は反省されたのか—

大森 直樹 (東京学芸大学)

(はじめに)

1945年10月22日、連合軍総司令官(SCAP)は、戦後教育改革に関する第一の教育指令となる「日本教育制度に対する管理政策に関する件」を発した。この指令は、日本における全ての教育内容から「軍国主義的及び極端なる国家主義的イデオロギー」を排除すること、ならびに、「議会政治、国際平和、個人の権威の思想及集会、言論、信教の自由の如き基本的人権の思想に合致する諸概念の教授及実践の確立を奨励すること」を日本政府に命じるものだった。

「軍国主義・超国家主義の排除」と「基本的人権の尊重」が、公的に掲げられた戦後教育改革における最初の基本理念となった。米政府とSCAP・CIEによる圧倒的な影響力のもとではあったが、文部省をその実務主体として、戦前の道徳教育を支えていた諸制度に対しても、廃止措置を含む大幅な再編が、一面においては徹底的に、別の一面においては不徹底なカタチで、実施されることになる。その複雑な全体像を、本報告では以下4つの柱によって整理することを試みたい。

(教育勅語から教育基本法へ 抜け道1)

文部省と国会が、教育勅語にかえて、教育基本法によって教育目的を改めて定めたこと。しかし、それは官僚主導による教育目的の設定である点には連続性がある。

(修身の廃止 抜け道2)

文部省が、「国民学校令」にかえて、「学校教育法」と「学校教育法施行規則」によって小学校における教科目と教育課程構造を改めて定めたこと。文部省による教科目と教育課程の構造の決定を継続させている。国民学校令の教科目の規定を学校教育法第18条の8項目目標で代位させること、また、同法第20条、106条の「監督庁」の規定によって文部省が教科目と教育課程構造の決定権の拡大を得ることになった。

(教育課程の内容と授業時数をめぐって 抜け道3)

文部省が、「国民学校令施行規則」にかえて、「学習指導要領 一般編(試案)」により、教育課程の内容と授業時数の借り方を新ためて示したこと。そこでは、修身の内容の継承と「社会科による道徳教育」の始まりが見られる。そこから修身を独立教科として再開させる動きを許す余地を作った。同時に修身を新たな公民教育の一部として再開させる動きを終りにさせた。1947年当時は学習指導要領の作成者は教育委員会と考えられていたために、文部省は「学習指導要領一般編」を私案として示した。そしてなし崩し的にこの試案が受容され、やがて1958年の転嫁に至る。それは学校教育法第20条、106条によって監督庁に今日科目と教育課程構造の決定を国民学校令から継続させる抜け道があったからである。

(継続された学制規模 抜け道4)

文部省が、「国民学校令施行規則」にかえて、「学校教育法施行規則」と学校教育局長通達「小学校学籍簿について」により小学校学籍簿の様式案を示したこと。これによって修身の評価欄が消えたが、同時に文部省に子どもの評価のあり方についての決定を実質的に継続させ、その後の指導要録に愛国心や道徳の評価の再開を許すことになる抜け道4を用意したことである。

(結びにかえて)

戦後教育改革における「国による教育目的の決定の継続」

「国による教科目と教育課程構造の決定の継続」「国による教育課程の内容と授業時数の決定の継続」「国による評価のあり方の決定継続」という4つの抜け道は戦前の教育の事実の解明と検証を欠落させたまま、その問題の大きさに対応した十分な検討をへることなく、文部省がSCAP・CIEの同意を得ながら行われたものであった。



解放子ども会の展開—部落問題学習を中心に—

亀井 翔太（東京学芸大学大学院）

（はじめに）

解放子ども会（部落における子ども会活動を「解放子ども会」とする）は、部落解放運動の柱のひとつとして展開されてきたが、これまで全国的な広がりや組織数の多さに比した研究の蓄積がなされてこなかった。解放子ども会を研究対象として分析し、改めて歴史的意義を明らかにすることが求められる。

1960年代の解放子ども会における活動の柱の1つは同盟休校だった。1970年代以降の解放子ども会では、同盟休校だけでなく、地域と家庭をみつめる学習や、文化活動を通じた差別とのたたかひがあった。とくに木下川解放子ども会は1981年の発足から2017年までの活動の中で、オリジナルの構成劇を演じる取り組みを確立しており、子どもたちが自分自身と地域、あるいは皮革産業との関係を見出すことにつながっている。

（先行研究）

1923年、奈良県で行われた全国水平社第2回大会で成立した少年少女水平社については、海老原治善が「子ども自身の社会的自覚を媒介として自らの解放の行動の組織化」（p.312）だったとする評価が行われている。

「子ども自身の社会的自覚」には2つの側面があった。1つは、部落の子どもたちが国家による差別教育を受けていることについての自覚をしていたことである。2つは部落の子どもたちが国家による差別教育に反抗する団結の主体として自らを自覚したことである。本報告ではこの2つの側面をもとに、解放子ども会における部落問題学習の取り組みを整理したい。

（解放子ども会における部落問題学習）

定例学習会では狭山差別裁判を中心とした部落問題学習が行われ、その中で子どもたちは石川さんにとりもどすことが自分たちの生きる道につながることを知り、小学校の卒業式で解放歌を歌って石川さんをかえせ、自分たちの生きる道をかえせと訴えたという。木下川解放子ども会では、子どもたちが自らと木下川を認識していくことを、体験として、主体的に関わることができる方法として構成劇による部落問題学習が重要視されている。これは子ども会指導者や中学生が演じる劇を小学生が鑑賞する形式になってい

る。構成劇「よみがえった黒べえ」が上演された。木下川解放子ども会での「よみがえった黒べえ」の取り組みは、部落問題学習の入り口、基礎づくりとして評価されるものだといえる。なぜなら複雑な部落問題の学習を、子どもたちの生活に近い内容によって、様々な気づきを引き出しているからである。こうした気づきを足がかりにして、発展した知識を学んでいくことで、学習者自身と乖離しないまま、部落問題の学習を発展させていくことが求められるだろう。



不登校と自己教育運動

日下部 倫子（東京学芸大学大学院）

（はじめに）

不登校の当事者運動は、1980年代頃より始まる。不登校の当事者運動についての研究は、不登校の親の会、フリースクール、居場所づくりに焦点を当てた研究がこれまで進められてきた。本発表は、不登校の当事者運動の意義と課題を、自己教育運動という概念で整理しようとするものである。

（問題の所在）

自己教育運動は、歴史的にみると、労働者階級によって展開されてきており、その本質とは、「単に知識を通俗化したり普及したりすることではなしに、オポジショナルな教育活動を意味する文化活動」であるのだと小川利夫は述べている。そして今日においては、運動主体の層や範囲を拡大させながら発展してきており、特に切り捨てられてきた人びとの運動の発展の中で、生存と発達要求にねざした自己教育運動が展開されてきた。「私事と差別としての教育ではなく、共同と連帯の教育としていとなまれ、個の社会的立場の自覚という自己学習をバネに、その共同化として生き続けていた」のであり、「その自己教育の共同化の運動を基盤に、その蓄積にたつて、より積極的に公教育改革に取り込まれる」ことになると、海老原治善は指摘している。自己教育運動として展開される住民運動の一つとして、フリースクールや自主夜間中学を、子どもの自己教育活動に位置付けているのが、笹川孝一である。笹川はフリースクールや自主夜間中学校を、『学校』での偏差値競争・管理主義によって『登校拒否』になった少年少女が通う場」として位置付けているものであり、「教科の学習だけでなく、校則や偏差値にしばられた現実の『学校』の変るべき点をさぐりながら、登校拒否になった自分をとらえなおし、『自己信頼』＝自信の回復と生きたコトバ・文字の獲得」を大事にしている場として捉えている。

これらの研究をもとにして本発表では、不登校に関わる自己教育運動について、「不登校についての認識の捉えなおし」、「自信の回復」、「学校の変るべき点を探る」、という3

大会参加記

点を軸にして分析していく。

(不登校の親の自己教育運動 — 「不登校についての認識の捉えなおし」 —)

不登校に関わる自己教育運動を見ていくうえで、その萌芽は、不登校である子ども自身ではなく、まずその親にあった。1970年代から1980年代にかけ、不登校を問題視する社会のまなざしの中で、我が子が不登校となった経験から、不登校の当事者による取り組みを牽引する立場となっていたのが奥地圭子である。

(不登校の子どもの自己教育運動)

不登校となった子どもの親たちによる自己教育運動の展開を経て、不登校である子ども自身も、フリースクール、居場所といった学校外の場を中心に、自分と同じように不登校である仲間とともに学びあいながら、自己教育の活動を保障する条件をつくりだそうとしていった。「不登校の子どもの権利宣言」において子どもたちは、「学校に行くことが当たり前」という社会の価値観を問いなおし、自分と相手の「当たり前」は異なるということ、「そしてお互いの当たり前を尊重すれば、ともに生きていけると思う」と、学校の変るべき点、ひいては社会の変るべき点を探り、発信していた。

(当日進行・福山文子 まとめ・中村文夫)

公教育計画学会第10回大会がさいたま市にあるさいたま共済会館で開催されました。

全国各地から大勢の方が参加し、2日間にわたり、活発な議論が交わされました。自由研究発表は3会場に分かれ、インクルーシブ教育、移民教育施策、学校の働き方改革など多岐にわたる内容の研究発表がありました。私は、学校現場で仕事をしており、直接、子ども、教員、保護者等と接していますが、見過ごしていた課題が多々あることに気づきました。研究発表は、社会、経済、福祉、法と多岐にわたる分野と教育が密接に結びついた内容であるとともに、個別の課題に対応する、より専門的なアプローチを取り入れた内容でした。

新学習指導要領の実施に向けて、学校現場は、充分に対応する時間も余裕もない状況にあります。今回の公開シンポジウムは、そうした現場にいる私にとって、新学習指導要領の意味を咀嚼し熟考するうえで、貴重な時間となりました。

公教育計画学会の大会の魅力は、現場サイドからすると、現場で実践していることの意味を考える場であり、研究者側からすると、現場の実践と現状を知る貴重な場であるのではないかと思います。現場の職員と研究者、理論と実践が結びつくことで、教育をめぐる課題を解決する糸口を見つかるのではないかと期待します。

(山口伸枝)



第10回大会声明 「公教育の無償化の推進に向けて」

教育費の重圧は、貧困家庭だけではなく中間層の家庭にも及んでいる。就学前教育・保育から高等教育までの長い期間、公的支出の少なさを埋めてきたのは保護者や本人の私的負担である。だが、現在、新自由主義的な労働環境にあって、労働分配率の低さが際立ち、世帯収入の低下が顕著となっている。その結果、個別の努力等では到底カバーしきれない非常に劣悪な教育環境に追い込まれている子どもたちに対して、望ましい未来を切り拓くための道筋や選択肢を明確に示すことが出来ていない。

現在、政府与党は、消費税増税の名目として、2兆円規模の「人づくり革命」実現の政策パッケージの作成を進めているが、公教育の無償化に向けた単なる財源確保の議論ではなく、どこにどのような方法で財政投入をするのか、あるいは税による再分配機能を基本とする財源確保が必要ではないのか、という視点をもつ必要がある。

次に、どのように公教育の無償化を考えるかという課題がある。現在、就学前教育・保育においては保育料の無償化などで補助率の高い自治体も存在するが、原則的には私費負担が前提となっている。幼稚園、認可保育所と無認可保育所との給付格差が現実化している。義務教育段階では授業料の無償化は実現しているが、後期中等教育段階では、授業料等の無償化は一部にとどまっている。より重要な点は、授業料を上回る多額な保護者負担が家計を圧迫していることである。さらに、高等教育では、政府の財政負担や補助金が削減され、大学運営は入学金、授業料収入に大きく依存している状況である。特に7割近くを占める私立大学の授業料は高額だという現実がある。家計収入は減少しているにもかかわらず、保護者の教育費負担は増大している。そのため、学生は、貸与型奨学金という学生ローンさらには、授業料や生活費を稼ぐための過酷なバイトによって、大学での授業に集中できない教育環境となっている。しかも、政府はグローバルエリート教育に重点投資を実施し、ローカル人材養成を行う大学教育では負担は自己責任とされ、十分な財政措置をしていない。また、高等教育無償化の要件として、大学外部からの理事や実務経験のある教員登用を増大させることを大学に求めているが、これは、大学の自治を脅かすものである。しかも形を変えた天下り先の確保という問題点を孕む政策でもある。加えて、昨今登場している大学授業料の「出世払い」案は、貸与型奨学金の一形態でしかなく、そうではない給付型奨学金の充実こそが望まれる。公教育である学校教育における資金あるいは諸経費については、公費負担を原則にした制度の抜本的改革がなされるべきである。

ところが、政府与党は、このような公教育費の課題を政治利用して、改憲を進める姿勢を鮮明にしている。現行憲法では義務教育の無償しか明記されていないために、改憲をしなければ高等教育への財源投入ができないという論法がそれである。しかし、就学前教育から高等教育、さらには広く社会教育に至るまで無償にすることは、むしろ憲法26条が規定する教育を受ける権利の要請であり、憲法改正などは全く必要ない。

現実には義務教育でも多大な保護者負担が存在する。問題は、公教育における具体的な公費拡充施策と、そのための財源確保をしていない政策にこそある。公教育の無償化の議論と改憲の議論とは全く関係のないものであり、教育の無償化を政治的に利用することを決して許してはならないことを強く主張しておきたい。

以上、私たちは教育機会の平等を実現する公正な公教育無償化を推進する具体的手立ての研究、及び実践活動を早急に積み重ね、保護者の所得、資産に左右されずに誰でもが大きな負担・負荷なく学べる環境をつくることに貢献する研究実践を行うことを誓う。

2018年6月17日 公教育計画学会 第10回大会 参加者一同

公教育計画学会 第4期役員一覧(2018年6月～)

会 長 中村 文夫

副会長 元井 一郎 (10周年記念事業担当)

理事※	相庭 和彦	池田 賢市	石川多加子	一木 玲子
	大橋 保明	加藤 忠	国祐 道広	小泉 祥一
	住友 剛	田口 康明 (年報編集委員長)	戸倉 信昭 (事務局長)	中西 綾子
	中村 文夫	広瀬 義徳 (事務局次長)	福山 文子	堀 智晴
	堀 正嗣	宮寄 晃臣	元井 一郎	矢吹 芳洋

監 査 戸張 治 山口 伸枝

幹 事 五十嵐卓司 清水みどり 平野 正志 古市 恵 山城 直美

※理事は全員常任理事を兼ねる。

年報編集委員会

委員長 田口 康明

相庭 和彦 石川多加子 武波 謙三 福山 文子 元井 一郎

森田 司郎

10周年記念事業について

『自治体における公教育施策・計画に関する20の提言』(仮称)を刊行します

第10回大会における総会で確認された、10周年記念事業の具体化については、地方自治体の公教育にかかわる喫緊の教育施策や計画化に関わる施策等に関する事項の中から、これまでの本学会の活動において議論されていた課題を中心に項目を選択し、提言を行うことにしました。

新自由主義的な教育政策のあり方に関して、地方自治体から反撃する視点をもった提言を心掛けることとします。とりわけ、現在、進められている新自由主義的な教育政策やそれに基づく教育の計画化が、課題の解決に逆行するだけでなく、教育格差の拡大、教育的弱者切り捨ての方向に向いていることを提言の共通認識とします。この視点をベースに、現場レベル・地方レベルから抵抗あるいは反撃するための内容をまとめ、政策提言集として刊行します。

全会員から執筆者を募る予定です。詳細は改めて、会員メーリングリスト等でお知らせします。会員のみなさんの積極的な参画をお願いします。

(副会長・10周年記念事業担当理事 元井一郎)

学会動向《前回ニューズレター以降》

- | (2017年) | (2018年) |
|---|--|
| 9 9 教育行財政部会 | 2.22 第2回インクルーシブ教育推進フォーラム『質の高いインクルーシブ教育』とは何か ～障害者権利条約と一般的意見4号から読み解く～ (DPI 日本会議と共催) (於: 戸山サンライズ) |
| 12.6 「教育の無償化に憲法改正は必要がない」(理事会声明) | 3.4 研究集会「新学習指導要領を考える～その問題点の課題～」(於: 東京学芸大学) |
| 12.9 教育行財政部会 | 5.19 会計監査 |
| 12.10 研究集会「国際機関の教育政策と次期学習指導要領改訂」(於: 関西大学) | 5.19 教育行財政部会 |
| 12.17 「抜本的方策を欠く「学校における働き方改革(中間まとめ)【案】」に異議あり」(理事会声明) | 6.16-17 第10回大会(於: さいたま共済会館) |

今後の日程

研究集会 10周年記念『政策提言集』の検討(仮)

日程: 2019年3月16日(土) 会場: 名古屋外国語大学

第11回大会

日程: 2019年6月15日(土)～16日(日) 会場: 石川県金沢市

年報『公教育計画研究』第10号 投稿論文募集のお知らせ

年報第10号の編集に向けて、学会会員からの投稿論文を募集します。ぜひ、ご応募ください。

応募の締切日: 2018年11月9日(金)

原稿の締切日: 2019年1月19日(土)

投稿される方は、まずはメール または 書面にて、お名前とご連絡先、所属、論文のタイトル名等を明記して、応募の締切日=11月9日(金)【厳守】までにお知らせください。

メール info.spep@gmail.com と taguchi@k-kentan.ac.jp への同報(年報編集委員長・田口康明宛)

書面 〒890-0005 鹿児島市下伊敷1-52-1 鹿児島県立短期大学 田口康明気付

公教育計画学会年報編集委員会宛(当日消印有効)

応募を受領後、改めて年報編集委員会より、原稿締切日等に係る連絡をさしあげます。

多くの会員からの投稿論文の応募をよろしくお願ひします。

年報編集委員長 田口康明

公教育計画学会ホームページ <http://koukyouiku.jp/>

☆☆ 学会声明・理事会声明の本文のほか、理事コラム、会員リレーエッセイなど、豊富なコンテンツが見られます ☆☆